

会 議 記 録

1. 開催日時：平成 27 年 3 月 25 日（水）午後 2 時より
2. 開催場所：室蘭市議会第一会議室
3. 出席委員：木村委員、細川委員、立野委員、成田委員、青木委員、盛田委員、
原田委員、室村委員、林委員、浅居委員、西委員、佐藤委員、
椎名委員、三國委員、池田委員、原委員
欠席委員：栗林委員、柴田委員、中山委員、齊藤委員、山田委員、
事務局：箱田港湾部長、諸橋総務課長、田村建設課長、西館総務課主幹、
護摩堂建設課主幹
4. 会議次第：①開会、②委員紹介、③事務局職員紹介、④会長選出、
⑤会長代理指名、⑥諮問、⑦市長挨拶、⑧審議、⑨閉会

5. 会議内容

①開会

● 事務局（諸橋総務課長）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から室蘭市地方港湾審議会を開催いたします。私、室蘭市地方港湾審議会の事務局を担当しております、港湾部総務課長の諸橋でございます。どうぞよろしく願いいたします。

②委員紹介

● 事務局（諸橋総務課長）

続きまして本日ご出席の皆様を、正面の窓側から着席順に、ご紹介させていただきます。

（出席 16 名、欠席 5 名）

本審議会は以上 21 名の構成によりまして、室蘭港に関するご審議をいただくこととなっております。

③事務局職員紹介

● 事務局（諸橋総務課長）

次に、本審議会を担当しております港湾部職員を紹介させていただきます。

自己紹介（箱田港湾部長、田村建設課長、護摩堂建設課主幹、西館総務課主幹）

● 事務局（諸橋総務課長）

ただいまから、会議に入らせていただきますが、本日は 21 名中 16 名が出席しており過半数に達しておりますので、室蘭市地方港湾審議会条例第 6 条の規定により、本会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

④会長選出

- 事務局(諸橋総務課長)

最初に、次第の「会長の選出」でございますが、室蘭市地方港湾審議会条例第5条の規定によりまして、本会で互選していただくことになっております。互選の方法はいかがいたしましょうか。

- 委員

事務局一任

- 事務局(諸橋総務課長)

事務局といたしましては、推薦により会長を決定したいと存じますので、ご推薦をお願いします。

- 盛田委員

本審議会の会長職は、港湾行政に精通し、学識・見識ともに豊かであり、前回も会長を務めていただいている室蘭工業大学教授の木村先生がふさわしいと存じますので、ご推薦申し上げます。

- 事務局(諸橋総務課長)

ただいま、盛田委員から木村委員の推薦がありましたが、他にございませんか。木村委員を会長に決定することでご異議ございませんでしょうか。

- 委員

異議なし

- 事務局(諸橋総務課長)

異議なしとのことですので、木村委員を会長に選出することと決定いたします。なお、今後の会議の進行につきましては、審議会条例第6条により、会長が議長を行うこととなっております。

それでは木村会長、よろしく申し上げます。

- 議長(木村委員)

ただ今ご紹介いただきました、会長の木村でございます。皆様のご協力により、議長を務めて参りたいと存じますので、よろしく願いいたします。

⑤会長代理指名

● 議長（木村委員）

最初に、次第の「会長代理の指名」でございます。審議会条例第5条により、港湾に関して大変造詣の深い栗林委員を指名いたします。

⑥諮問

● 議長（木村委員）

それでは、次第(6)について、市長から諮問を受けます。

● 青山市長

室蘭市地方港湾審議会会長木村克俊様

室蘭港港湾計画については、別紙案のとおり軽易な変更を、また室蘭港臨港地区の分区については、別紙案のとおり変更を行いたいので、室蘭市地方港湾審議会条例第2条第1項第1号及び3号の規定に基づき意見を求めます。

● 議長（木村委員）

ただいま、市長より諮問を受けました。

⑦市長挨拶

● 議長（木村委員）

引き続き市長より、挨拶がございます。

● 青山市長

ただいまご紹介いただきました室蘭市長の青山でございます。本日は、大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。室蘭港港湾管理者としてご挨拶させていただきます。委員の皆様におかれましては、日頃から本市の港湾行政に、深いご理解とご協力をいただきまして、厚く御礼申し上げます。

本審議会では、室蘭港の機能充実に向けた整備に資するよう室蘭港の港湾計画の変更をはじめ、港湾の開発、利用、管理など港湾行政全般にわたる重要事項につきましてご審議をいただくことを目的としており、そのご意見やご指導により、本審議会の円滑な運営につきましては、特段のご配慮をお願い申し上げます。

さて、室蘭港は、国の社会資本整備重点計画に合わせ、また時代の要請に即した各種港湾機能の強化・充実に向けて、現在は西3号ふ頭や崎守臨港道路の改良などの整備を実施しております。

また、今年度は旅客船が過去最高の16回寄港があり、旅客船専用バース等を活用しての市民と一体となった客船歓迎イベントを開催しております。

また、国際定期コンテナ航路については順調に推移しており、室蘭港のフェリー航

路については平成20年11月末で撤退しておりますが、これまで関係団体の皆様とともに懸命の粘り強い誘致活動を行ってきた結果、3年後の平成30年春に室蘭港～岩手県宮古港との間で航路開設に向けた検討が始まったことは大変喜ばしいことではありますが、この機会を逃さないよう安定した荷物の確保に向けた取り組みを強化して参りたいと考えております。

このような状況の中で皆様のご協力をいただき、ものづくりのまちとして、本市の技術力と産業活動を支える港の機能を生かした物流機能の強化や、ポートセールスを積極的に展開し、今後も航路の誘致を行い、地域との交流事業を進めながら、室蘭港開港150年に向け「海からの交流人口」の拡大を図り、にぎわいのあふれる港づくりに努めてまいります。

これらの施設整備・機能強化が「総合交流港湾」としての、環境産業拠点都市・ものづくりのまちの形成を、推進するものと思っておりますので、委員の皆様のご指導・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

本日は、「室蘭港港湾計画の軽易な変更」と「室蘭港臨港地区内の分区の変更」の2点について審議をお願いするところでございますが、それぞれのお立場から、忌憚のないご意見をいただき、よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い致します。

● 議長(木村委員)

ありがとうございます。なお市長は所用のため、ここで退席されます。

⑧審議

● 議長(木村委員)

それでは、諮問に対する質疑に入ります。

審議の議題は「室蘭港港湾計画の軽易な変更」、及び「室蘭港臨港地区内の分区の変更」についての2件でございます。諮問の内容について、事務局より説明願います。

● 事務局(田村建設課長)

はい、それでは2つの案件について一括して説明させていただきます。

初めに「室蘭港港湾計画の軽易な変更」について、ご説明申し上げます。

お手元の室蘭港港湾計画書(案)をご覧ください。5ページを開いていただきますと、その右側が位置図となっております。

今回、計画の変更を予定しておりますのは、位置図の赤丸で囲っております本輪西地区と仲町地区でございます。

次のページを開いていただきますと、室蘭港港湾計画図になっております。詳細につきましてはプロジェクターで変更内容をご説明いたします。スクリーンをご覧ください。

今回の計画変更箇所は、中卯ふ頭の前面の区域となります。

変更の理由でございますが、計画の背景といたしまして、PCB 処理基本計画の事業期間延伸等に伴う企業の用地不足への対応、また老朽した既存ストックへの対応、国道との交通アクセスへの対応により、立地企業から埋立計画の要請がありましたことから、港湾計画を変更するものでございます。

計画の内容でございますが、土地造成計画及び土地利用計画の変更、土地造成に伴い専用ふ頭の廃止及び縮小、臨港交通施設計画のルート変更であります。

現在の施設の現況であります、民間の岸壁や護岸、公共の物揚場等が存在しておりますが、いずれも昭和 40 年代に整備、補修後築 40 年以上経過しており、老朽化が著しくほぼ利用されていない状況にあります。

変更内容であります、既定計画において現在、水面となっている区域を新たに埋立造成することにより工業用地と交通機能用地を合わせた 12.2 ha が追加となること、また工業用地の一部が交通機能用地に変更するものでございます。また土地造成計画の変更に伴い、専用ふ頭の 3 施設が廃止となり 1 施設が縮小に変更するものでございます。また、計画緑地への臨港道路の臨港交通施設計画をルート変更するものであります。

変更面積の詳細でございますが、お手元の室蘭港港湾計画資料（案）の 4 ページの土地造成計画の表をご覧ください。

今回新たに造成される仲町地区の面積として、工業用地が 11.5ha、交通機能用地が 0.7ha で合計 12.2ha でございます。次に 5 ページの土地利用計画の表をご覧ください。

本輪西地区の工業用地が下の既定計画 25.2ha から 0.3ha 増の 25.5ha となり、交通機能用地が 3.8ha から 0.3ha 減の 3.5ha になります。合計面積の増減はありません。

また、仲町地区の工業用地が 453.8ha から 12.4ha 増の 466.2ha となり、交通機能用地が 4.2ha から 0.3ha 減の 3.9ha となり、合計面積は 467.7ha から 12.1ha 増の 479.8ha となります。

最後に環境への影響についてでございますが、プロジェクターで説明いたします。

本計画の埋立で生じた土地の用途は、所内に散在している鋼材用地を集約して利用することであり、新たな工場の建設はないため、大気への影響は軽微であります。

また、新たなルートは、通勤に係る車両のみの利用であり、港湾関連交通量の増加は想定されないため、騒音・振動による影響は軽微であります。

埋立工事は構内側から行うため、周辺交通への影響は軽微であります。

港口の方向を向いた穏やかな港奥部であり、埋立による大幅な潮流の変化は想定されないため、潮流への影響は軽微であります。

埋立で生じた土地には新たな工場の建設はなく、汚水の排出はないため、水質・底質への影響は軽微であります。

生物調査を実施したところ、周辺水域には希少生物が確認されていないため、希少種の絶滅の危惧は無いものであります。

以上で室蘭港港湾計画の軽易な変更につきまして説明を終わらせていただきます。

次に、「室蘭港臨港地区内の分区の変更」について、ご説明申し上げます。詳細につきましてはプロジェクターをご覧ください。

最初に、室蘭港分区変更図をご覧ください。

今回の分区の変更は、只今ご説明いたしました港湾計画の変更に伴うものでございまして、分区の変更を予定する個所は、同じく本輪西地区と仲町地区でございます。

今回の変更箇所は、赤色と黄色に囲まれた保安港区として指定した用地でございます。

保安港区とは、主に爆発物その他の危険物を取り扱わせることを目的とする区域となっております。

分区変更の理由でございますが、従来、危険物を取扱う石油関連施設の拠点として利用してきましたが、関連企業の撤退が進み、現在は遊休地となり地権者の土地利用ニーズが変化しておりますことから、港湾計画を変更することに併せ、土地の利便性を向上させるために分区についても保安港区から工業港区と無分区に変更しようとするものでございます。

変更内容ですが、本輪西地区の保安港区 14.7ha のうち、JR の線路から海側 8.9ha を工業港区に、陸側の 5.8ha を無分区に変更し、仲町地区の保安港区 0.2ha を工業港区に変更するものであります。このことにより、工業港区では工場の建設が可能となり、無分区では工場その他、住宅、店舗等の建設も可能となります。尚、臨港地区全体の面積の増減はございません。

以上で室蘭港臨港地区内の分区の変更につきまして説明を終わらせていただきます。

二つの案件につきまして、よろしくご審議お願いいたします。

● 議長(木村委員)

ただいまご説明のありました「室蘭港港湾計画の軽易な変更」に対しまして、ご質問等がございましたら、お受けします。

● 議長(木村委員)

ご質問等はございませんでしょうか。

それでは一点だけ確認させてください。

埋立を行うことによる環境への影響について確認させてください。埋立工事は構内側から行うため、周辺交通への影響は軽微であるという説明を受けたが、構内側というのは港の中からではなく、陸上側から埋立を行うことでよろしいでしょうか。

- 事務局（田村建設課長）
埋立は既存の中卯埠頭からではなく、企業側の敷地から工事車両等を出入して実施するというごさいます。

- 議長(木村委員)
はい、ありがとうございます。他に質問はありませんでしょうか。

- A 委員
埋立に使用される材料はどのようなものでしょうか。

- 議長(木村委員)
はい、それでは事務局から回答をお願い致します。

- 事務局（田村建設課長）
埋立に使用する材料は浚渫土及び公共事業等で発生する建設残土が2割、スラグが8割と埋立を行う企業からお聞きしています。なお、いずれも埋立材としての基準を満足するものとお聞きしております。

- 議長(木村委員)
よろしいでしょうか。はい、他に質問はありませんでしょうか。はい、どうぞ。

- B 委員
埋立を行うことによる環境への影響について、埋立箇所は港奥部であり、大幅な潮流の変化は想定されないため、潮流への影響は軽微であるという説明を受けたが、近年発生している爆弾低気圧がもたらす強風等によって潮流へ影響するのではないかと心配しているところごさいます。なぜこのようなことを述べたかと言うと、港口部の近傍に養殖施設があるため、埋立の際にはご配慮をよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長(木村委員)
はい、それでは事務局から回答をお願い致します。

- 事務局（田村建設課長）
これから埋立に関して企業から申請されます。埋立の施工等に関しましては港湾管理者として（環境への配慮等）徹底させていきたくて思ひます。

● 議長(木村委員)

よろしいでしょうか。はい。

「室蘭港港湾計画の軽易な変更」につきまして、他にご質問などはございませんでしょうか。

● 委員

なし

● 議長(木村委員)

それでは、本諮問のとおり決定することとします。ありがとうございました。

続きまして、事務局から説明がありました「室蘭港臨港地区内の分区の変更」に対しまして、ご質問がございましたらお受けします。

● 議長(木村委員)

いかがでございましょうか。

最初の議題と連動しておりますので、先ほどの質問と重複すること以外でございましたらお受けいたします。

● 議長(木村委員)

よろしいでしょうか。

それでは、本諮問のとおり決定することとしてよろしいでしょうか。異議ございませんでしょうか。

● 委員

異議なし

● 議長(木村委員)

ありがとうございました。

それでは異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。

● 議長(木村委員)

この諮問に対する「答申の文案」並びに「市長への答申」につきましては、私に一任願いたいと存じますが、異議ございませんか。

● 委員

異議なし

● 議長(木村委員)

ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、折角の機会ですので、皆さん方から何かございませんでしょうか。

● 議長(木村会長)

委員の皆様はないようですので、事務局からはご説明することがございましたらお願いいたします。

● 事務局(田村建設課長)

ございません。

⑨閉会

● 議長(木村委員)

はい、それでは所定の内容が終了しましたので、本日の審議会はこれもちまして閉会いたします。ご審議ありがとうございました。

(散会)